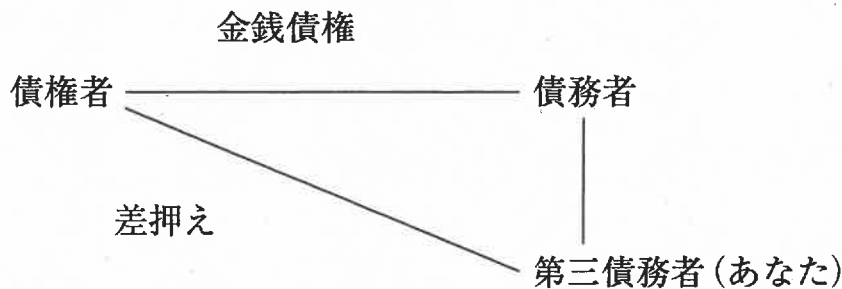


# まずお読みください

(一般用)

## 債権差押命令とは？

- ① 今回あなたに送られた債権差押命令の当事者の関係は、下の図のとおりです。ですから、まず、命令書の「当事者目録」に書いてある名前をそれぞれあてはめて内容を確認してください。



- ② 《債権者》は、《債務者》がお金を支払ってくれないので、《債務者》があなたに持っている債権の差押えを裁判所に申し立てました。そこで、裁判所がこの申立てを審査し、今回の債権差押命令が出されたわけです。
- ③ ところで、あなたのことを第三債務者と表示していますが、これは法律によって定められている呼び方で、あなたが《債務者》に債務を負っている立場にあるためにそのように言うだけで、《債権者》と《債務者》の間のお金の支払をめぐる争いには直接は関係ありませんので、ご安心ください。しかし、この差押命令があなたに送られたことにより、法律の規定に従って一定のことをやっていただかなければなりません。そこで、次にそのことを説明しますので、その説明をよく読んで、書かれたとおりにしてください。

## これからの手続は？

(注・以下の数字は、陳述書の各項の数字に対応するものではありません(陳述書という用紙が同封されている場合)。)

- ① あなたは、「差押債権目録」に書いてある債務を《債務者》に負っていますか？

はい → ②③④に進んでください。

いいえ → ②に書かれたことをしていただければそれで終わりです。

- ② 送られてきた債権差押命令書に陳述書という用紙が同封されている場合、これに必要なことを書き込んで2通作り、同封の返信用封筒で《債権者》と裁判所に1通ずつ送ってください。
- ③ あなたが《債務者》に負っている債務は、今後は、この命令の「差押債権目録」に書いてある額に達するまで、《債務者》に支払ってはいけません。
- ④ しかし、あなたに債務を支払う義務がなくなったわけではありませんのでその支払いについては次のようにしてください。

★ あなたが《債務者》に負っている債務に対する債権差押命令が今回送られてきたものしかない場合

あなたは、《債権者》に直接支払う（※1）か供託する（※2）ことによって、その支払義務を免れることとなります。

（※1）この場合には、《債権者》から支払方法等について連絡があるはずですから、これに従ってください。ただし、法律によると《債権者》があなたから直接取り立てることができるようになるには、この命令が《債務者》に届いてから1週間を過ぎていることが必要です。<sup>（注）</sup>《債権者》は「送達通知書」という文書を持っていますので、これを見て差押命令が《債務者》に届いた日付を確認してください。

（注）1週間の経過とは、債務者送達日の翌日を1日目（公示送達を除く。）として、7日目が1週間の末日ですので、その日の経過となります。7日目が土曜、日曜、祝日、年末年始であるときは、末日が平日になるまで繰り越されます。

★ あなたが《債務者》に負っている債務に対する債権差押命令などが今回送られてきたもの以外にも送られている場合

この差押命令のほかに、債権差押命令・債権差押処分・債権仮差押命令を受け取っている場合は、あなたは供託しなければなりません。そして、供託をすれば、あなたはその支払義務を免れることとなります。

（※2）供託をしたときは、その都度、同封されている「事情届」という用紙に必要なことを書き込んで、これに供託書正本（原本）を添えて、最初に送られてきた差押命令又は差押処分を出した裁判所に必ず提出してください（なお、供託が複数回にわたるときは、あらかじめ「事情届」の用紙をコピーして使用してください。）。

（注）滞納処分による差押えが先にされているときには、滞納処分をした官署に提出することとなります。

なお、供託については、裁判所とは別の法務局という役所で取り扱っていますので、最寄りの法務局にお尋ねください。

陳 述 書

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御 中

第三債務者

(電)

下記のとおり陳述します。

(担当)

1 差押えに係る債権の存否	あ る な い
2 差押債権の種類及び額 (金銭債権以外の債 権は、その内容)	
3 弁済の意思の有無	あ る な い
4 弁済する範囲又は 弁済しない理由	
5 差押債権について、差押債 権者に優先する権利を有す る者(例えば、質権者)が ある場合の記入欄	優先権利者の 住 所, 氏 名
	優先する権利の 種類及び範囲(金 額)

6 他の差押え (滞納処分 又はその例 による差押 えを含む。) 仮差押え 仮処分	執 行 裁 判 所 等	債権者の住所, 氏 名	差押え等 の送達年 月日	差押え等の執 行された範囲 (金額)
	事 件 番 号			
			令和	
			.	
			.	
			.	
			.	
			.	

- (注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。
- (2) 2については、現存債権について記入するもので、命令正本記載の債権をそのまま記入するものではありません。
- (3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しのあったものは記入する必要はありません。
- (4) この陳述書に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して横書きで記載してください。